

困ったとき、わからないときは…

相談  
しよう!

# 消費生活センター 県民サービスセンター

## 気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会  
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所  
登米地域事務所  
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会  
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会  
石巻法律相談センター

0225-23-5451

## 栗原圏



## 登米圏



## 石巻圏



## 大崎圏



## 仙台圏



## 仙南圏



北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会  
古川法律相談センター

0229-22-4611

## 宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会  
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会  
県南法律相談センター

0224-52-5898

## 消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

## 警察相談専用電話

#9110

## 相談受付時間

### 宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

### 各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

みやぎの消費生活情報



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に！？
- ◆平成30年度宮城県消費生活相談状況の概要
- ◆「簡単に儲かる」という情報商材のトラブルに注意！
- ◆花火による事故を防ぎましょう！

2019  
August

8  
月号

第113号



## 「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に！？



### 相談事例

スマートフォンで広告を見て、お試し価格で販売していた約千円のニキビ用クリームを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振込用紙で代金を支払った。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。2回目以降、毎月5千円以上もかかる定期購入コースだと分かっていたら申し込まなかった。

## ★アドバイス★

### ● 契約内容をしっかり確認しましょう

商品を注文する際には、例えばスマートフォンの場合は画面を下の方までスクロールさせて定期購入が条件となっていないかなど、最後まで確認し、定期購入が条件となっている場合はその期間や支払うこととなる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。また、最終画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。

### ● 事業者連絡した記録を残しておきましょう

事業者にも電話をしてもつながらず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。事業者にも連絡した証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

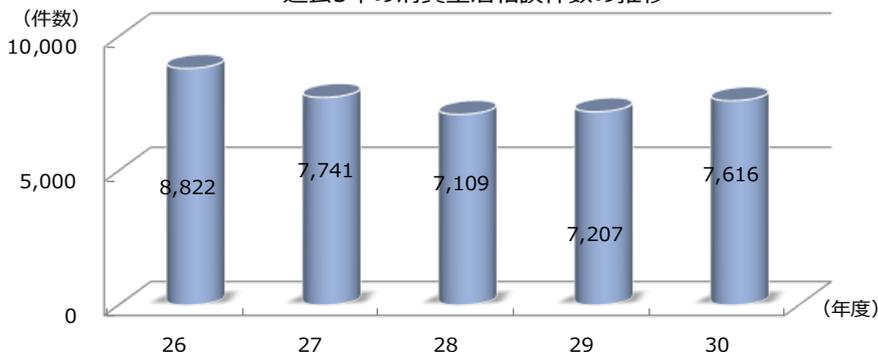
### ● トラブルになった場合には消費生活センターに相談しましょう

事業者からの請求に納得できない、事業者と連絡が取れず解約ができないなど、トラブルが生じた場合には消費生活センターに相談しましょう。

# 平成30年度宮城県消費生活相談状況の概要

県の消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は、ここ数年減少傾向でしたが、平成29年度後半から架空請求はがき（商品一般に分類）に関する相談が急増したため、平成30年度は、前年度より409件増加の7,616件となり、2年連続で増加しました。

過去5年の消費生活相談件数の推移



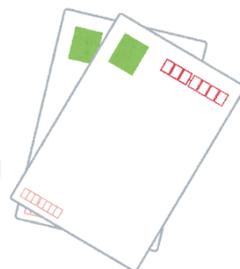
商品・サービス別（中分類）による相談件数（上位5位）

順位	商品・サービス区分	相談件数	
		平成29年	平成30年度
1	商品一般	646	1,579
2	デジタルコンテンツ	1,212	739
3	インターネット接続回線	300	359
4	不動産貸借	383	353
5	フリーローン・サラ金	283	257

## 架空請求はがきに関する相談が急増

特定できない商品や役務（サービス）に関する相談である「商品一般」の相談件数が、前年度の646件から2倍を超える1,579件に増加しました。

主な要因は、「法務省管轄支局民間訴訟告知センター」など、あたかも公的機関のような差出人からはがきが届いたという相談が、前年度の207件から1,089件へと大幅に増加したことによるものです。



## 依然として多い「デジタルコンテンツ」に関する相談

アダルト情報サイトなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談は、前年度より473件減少し739件となりましたが、依然として多くの相談が寄せられています。

相談内容としては、「無料の動画を見ようと思い、年齢確認をクリックしたら突然アダルトサイトに登録になり、利用料を請求された。」などといった“ワンクリック請求”や、「コンテンツ利用料の未払いがある。支払わないと訴訟を提起する。」といった内容のメールが届く“架空請求”などが多くなっています。



## 「インターネット接続回線」に関する相談が増加

インターネット接続回線（光ファイバー回線）等に関する相談は、平成30年度は増加に転じ359件で前年度と比較すると59件の増加となりました。

相談内容としては、契約中の事業者のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた、というものが多くなっています。



## 「簡単に儲かる」という情報商材のトラブルに注意！



### 相談事例

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールを見て、約30万円で情報商材とソフトウェアを購入したが、ソフトウェアが起動せず、収入が得られない。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという上位のコースを勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、断り切れず契約したが、その後連絡はなく、全くフォローもない。

### ★アドバイス★

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 簡単に高額収入を得られることは通常ありません。契約前に内容を確認することができないので、安易に信用して事業者に連絡するのはやめましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われ、クレジットカードでの高額決済や借金を勧められるケースがあります。断るときは「契約はしない」とはっきり伝えましょう。
- 不安に思ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

## 花火による事故を防ぎましょう！



消費者庁イラスト集より

### 事例

キャンプで花火をしていた。他の子どもが花火を振り回していて、それが左手に飛んできた。すぐに洗って冷やしたが、左手の甲をやけどした。

### ★アドバイス★

- 花火をする際は子どもだけで遊ばせず、保護者など大人が必ず付き添いましょう。
- 子どもの行動をよく見て、花火を振り回したり、人に向けたりするなどの危険な行為はやめさせましょう。
- サンドルなどの肌の露出が多い靴、火が移りやすい素材や形の服を避けることも大切です。
- 本体やパッケージなどに記載されている注意事項を必ず守りましょう。